

未利用材等活用に関する取組協定書

〇〇（活用計画申請者）（以下「甲」という。）と〇〇事業体（以下「乙」という。）は、未利用材等活用に向けた信頼関係のあるサプライチェーンの持続的な取り組みについて、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、木材の生産者（川上）から流通・加工事業者（川中）、需要者（川下）までの関係者が連携して持続的な木質資源の新たな活用システムを構築し、林地残材を含めた未利用木質資源等の安定的・効率的な活用を進めていくことを目的とし、甲と乙の基本事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第2条 甲及び乙は、他の未利用材等活用システム計画（以下「活用計画」という。）参画者とともに、互いに協力しながら未利用材等を含めた森林資源の更なる活用に努めるものとする。
2 事業の実施にあたっては、活用計画で計画した取組みについて、活用計画の参画事業者間で互いに協力しながら、持続的な取り組みになるよう努めるものとする。

（新しい活用に向けた取組に対する協力）

第3条 未利用材等の活用に向け、県が甲に資料提供等を依頼した場合、乙は積極的に協力するものとする。
（県が乙に直接資料提供等を依頼した場合も含む）

（変更等）

第3条 この協定を変更しなければならない重大な事態が発生した場合は、甲乙が協議し、変更することができるものとする。
2 甲又は乙が故意または過失によりこの協定に違反したときは、この協定を解除することができるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定の定めのない事項又は各条項について疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 (住所)
(氏名) 印

乙 (住所)
(氏名) 印